

一、最新中国法令

● 工业和信息化部关于深化“证照分离”改革的通告

【发布单位】工业和信息化部
 【发布文号】工信部政法函〔2021〕159号
 【发布日期】2021-07-02
 【内容提要】自2021年07月01日起，工业和信息化领域18项涉企经营许可事项深化“证照分离”改革，采取直接取消审批、实行告知承诺、优化审批服务等改革举措。

实施范围	全国
改革内容	<ul style="list-style-type: none"> 取消“外商投资经营电信业务（基础电信业务）审批”、“外商投资经营电信业务（第一类增值电信业务）审批”、“外商投资经营电信业务（第二类增值电信业务）审批”，不再核发《外商投资经营电信业务审定意见书》，相应外资审查工作纳入电信业务经营许可审批环节； 取消“第二、三类监控化学品和第四类监控化学品中含磷、硫、氟的特定有机化学品生产特别许可（初审）”。
备注	企业开展经营不再需要办理前述行政许可事项、无需提供相应行政许可证件。

实施范围	全国
改革内容	<p>对14项涉企经营许可事项优化审批服务，实行压减审批时限、简化审批材料、调整审批层级、优化审批流程等改革举措。其中包括：</p> <ul style="list-style-type: none"> “电信业务（基础电信业务）经营许可”、“电信业务（第一类增值电信业务）经营许可”、“电信业务（第二类增值电信业务）经营许可”； “电子认证服务许可”； “民用爆炸物品生产许可”、“民用爆炸物品安全生产许可”、“民用爆炸物品销售许可”； “互联网域名根服务器设置及其运行机构和注册管理机构的设立审批”、“设立互联网域名注册服务机构审

一、最新中国法令

● 「证照分离」改革の推進に関する工業情報化部による通告

【発布機関】工業情報化部
 【発布番号】工信部政法函〔2021〕159号
 【発布日】2021-07-02
 【概要】2021年7月1日から、工業及び情報化分野の企業に係る18項目の経営許可事項について「证照分離」改革を推進し、審査許可制を直接に廃止、告知誓約制の実施、審査許可サービスの最適化等の改革措置を講じる。

実施範囲	全国
改革内容	<ul style="list-style-type: none"> 「外商投資による電信業務取扱（基礎電信業務）の審査許可」、「外商投資による電信業務取扱（第一類付加価値電信業務）の審査許可」、「外商投資による電信業務取扱（第二類付加価値電信業務）の審査許可」を廃止し、「外商投資経営電信業務審査決定意見書」を発行しなくなり、対応の外資審査作業を電信業務経営許可の審査許可段階に組み込む。 「第二種、第三種監視化学物質及び第四種監視化学物質におけるリン、硫黄、フッ素を含む特定有機化学物質生産特別許可（仮審査）」を廃止する。
備考	企業が経営を展開する場合、前述の行政许可手続きを行う必要はなくなり、対応の行政许可証書を提出する必要はない。

実施範囲	全国
改革内容	<p>企業に係る14項目の経営許可事項について、審査許可サービスを最適化し、審査許可所要時間の短縮、審査許可材料の簡素化、審査許可レベルの調整、審査許可プロセスの最適化等の改革措置を講じる。それには、以下のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電信業務（基礎電信業務）経営許可」、「電信業務（第一類付加価値電信業務）経営許可」、「電信業務（第二類付加価値電信業務）経営許可」。 「電子認証サービス許可」； 「民用爆発物生産許可」、「民用爆発物安全生産許可」、「民用爆発物販売許可」。 「インターネットドメインルートサーバー設置及びその運営機構及び登録管理機構の設立審査許可」、「インターネットドメイン

	批”； ■ “道路机动车辆生产企业许可”； ■ “第二类监控化学品经营许可”和“第二、三类监控化学品和第四类监控化学品中含磷、硫、氟的特定有机化学品生产特别许可”；等。
备注	企业申请办理上述行政许可事项的，按照国发〔2021〕7号文件及该通告附件办理。

	名登録サービス機構の設立審査許可」。 ■ 「道路を走行する原動機付き車両生産企業許可」。 ■ 「第二種監視化学物質経営許可」及び「第二種、第三種監視化学物質及び第四種監視化学物質におけるリン、硫黄、フッ素を含む特定有機化学物質生産特別許可」等。
備考	企業が上述の行政许可手続きを申請する場合、国発〔2021〕7号文書及び本通告の別紙に基づき取り扱う。

实施范围	自由贸易试验区
改革内容	对“电信业务（第二类增值电信业务）经营许可”实行告知承诺审批试点。
备注	企业自愿作出承诺并按要求提交材料的，审批部门应当场作出审批决定。

实施范围	自由貿易試験区
改革内容	「電信業務（第二類付加価値電信業務）経営許可」について告知誓約制試行を実施する。
備考	企業が自主的に誓約を行い、且つ要求に従って書類を提出する場合、審査許可部門は、その場で審査許可決定を下さなければならない。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tg/art/2021/art_3f44fe540dc94042b5caee7e3d8aa1e8.html

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tg/art/2021/art_3f44fe540dc94042b5caee7e3d8aa1e8.html

● [国家税务总局、国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的补充公告](#)

● [サービス貿易などの項目での海外送金に伴う税務届出関連事項に関する国家税務総局、国家外貨管理局による補充公告](#)

- 【发布单位】国家税务总局、国家外汇管理局
 【发布文号】国家税务总局、国家外汇管理局公告 2021 年第 19 号
 【发布日期】2021-06-29
 【实施日期】2021-06-29
 【内容提要】根据该公告：
- 境内机构和個人（以下称备案人）对同一笔合同需要多次对外支付的，仅需在首次付汇前办理税务备案。
 - 备案人可以通过电子税务局等在线方式填报、从各省级税务局官方网站下载并填报、在主管税务机关办税服务厅领取并填报等方式获取和填报《服务贸易等项目对外支付税务备案表》（以下称《备案表》）。
 - 备案人完成备案后，可凭《备案表》编号和验证码，按照外汇管理相关规定，到银行办理付汇手续。
 - “外国投资者以境内直接投资合法所得在境内再投资”不需要办理税务备案。

- 【発布機関】国家税務総局、国家外貨管理局
 【発布番号】国家税務総局、国家外貨管理局公告 2021 年第 19 号
 【発布日】2021-06-29
 【実施日】2021-06-29
 【概要】本公告によると、以下の通りである。
- 国内機構及び個人（以下、「届出人」という）は、同一の契約について複数回の海外送金が必要である場合、初回の海外送金を行う前に税務届出を行えばよい。
 - 届出人は、電子税務局等のオンライン方式での記入、各省级税務局公式サイトからダウンロードしたうえでの記入、主管税務機関の税務取扱窓口で入手し記入する等の方式を通じて「サービス貿易などの項目での海外送金税務届出表」（以下、併せて「届出表」という）を取得し、記入することができる。
 - 届出人が届出を完了させた後、「届出表」番号及び検証番号をもって、外貨管理に関する規定に基づき、銀行にて外貨送金手続きを行うことができる。
 - 「外国投資者が国内直接投資の適法な所得をもって国内再投資を行う場合」税務届出を実施する必要はない。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5166113/content.html>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5166113/content.html>

● [国家税务总局关于修订发布《研发机构采购国产设备增值税退税管理办法》的公告](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2021 年第 18 号
【发布日期】2021-06-22
【实施日期】2021-01-01 至 2023-12-31
【内容提要】符合条件的研发机构（含外资研发机构）采购国产设备，可按照该办法办理全额退还增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5166025/content.html>

● [海关总署关于修订明确海关监管作业场所行政许可事项的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2021 年第 46 号
【发布日期】2021-06-22
【实施日期】2021-10-01
【内容提要】该公告对经营海关监管作业场所企业的注册、变更、注销等行政许可事项进行了详细规定。
【释 义】“海关监管作业场所”是指由企业负责经营管理，供进出境运输工具或者境内承运海关监管货物的运输工具进出、停靠，从事海关监管货物的进出、装卸、储存、集拼、暂时存放等有关经营活动，符合《海关监管作业场所设置规范》，办理相关海关手续的场所。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3733717/index.html>

● [海关总署关于在全国海关复制推广跨境电子商务企业对企业出口监管试点的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2021 年第 47 号
【发布日期】2021-06-22
【实施日期】2021-07-01
【内容提要】在现有试点海关基础上，在全国海关复制推广跨境电商 B2B 出口监管试点。跨境电商企业、跨境电商平台企业、物流企业等参与跨境电商 B2B 出口业务的境内企业，应当依据海关报关单位备案有关规定，向所在地海关办理备案。

● [「研究開発機構による国産設備仕入の増値税還付管理弁法」の改正公布に関する国家税務総局による公告](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2021 年第 18 号
【発 布 日】2021-06-22
【実 施 日】2021-01-01 から 2023-12-31 まで
【概 要】条件に合致する研究開発機構（外資研究開発機構を含む）が国産設備を仕入れる場合、本弁法に基づき増値税を全額還付することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5166025/content.html>

● [税関監督管理作業場所行政許可事項の改正・明確化に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2021 年第 46 号
【発 布 日】2021-06-22
【実 施 日】2021-10-01
【概 要】本公告では、税関監督管理作業場所を取り扱う企業の登録、変更、抹消等の行政許可事項について具体的に定めている。
【注 釈】税関監督管理作業場所とは、企業が経営管理を行い、国境を出入りする輸送手段又は国内で税関監督管理貨物を輸送する輸送手段の出入り、寄港に供し、税関監督管理貨物の出入り、積み卸し、貯蔵、コンソリデーション、一時保管等の関係経営活動を取扱い、「税関監督管理作業場所設置規範」に適合し、かかる税関手続きを取り扱う場所をいう。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3733717/index.html>

● [クロスボーダー電子商取引 B2B 輸出監督管理試行を全国税関で複製し、普及させることに関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2021 年第 47 号
【発 布 日】2021-06-22
【実 施 日】2021-07-01
【概 要】既存の試行税関をベースに、全国税関でクロスボーダー電子商取引の B2B 輸出監督管理試行を複製し、普及させる。越境 EC 企業、越境 EC プラットフォーム企業、物流企业等クロスボーダー電子商取引の B2B 輸出業務に参加する国内企業は、税関の通関業者届出に関する規定に基づき、所在地の税関にて届出を行わなければならない。

【释 义】“跨境电商 B2B 出口”是指境内企业通过跨境物流将货物运送至境外企业或海外仓，并通过跨境电商平台完成交易的贸易形式。

【备 注】日前，[国务院会议确定加快发展外贸新业态新模式的若干措施](#)。包括：

完善跨境电商发展支持政策
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 扩大跨境电商综合试验区试点范围； ▪ 优化跨境电商零售进口商品清单； ▪ 便利跨境电商进出口退换货管理； ▪ 制定跨境电商知识产权保护指南，防范假冒伪劣商品。
积极推动海外仓发展
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 鼓励传统外贸企业、跨境电商和物流企业等参与海外仓建设，提高海外仓数字化、智能化水平。
积极发展市场采购贸易方式
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 引导外贸综合服务企业提升集中代办退税工作效率和风险管控水平； ▪ 支持综合保税区、自贸试验区内企业开展保税维修，支持有条件的地方发展离岸贸易。
进一步推动国际交流合作
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 积极参与外贸新业态新模式的国际规则和标准制定； ▪ 加强知识产权保护、跨国物流等领域国际合作。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3734814/index.html>

● [住房和城乡建设部办公厅关于做好建筑业“证照分离”改革衔接有关工作的通知](#)

【发布单位】住房和城乡建设部办公厅
 【发布文号】建办市〔2021〕30号
 【发布日期】2021-06-29
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/202106/t20210630_250625.html

● [上海市开展“证照分离”改革全覆盖工作的实施方案](#)

【发布单位】上海市人民政府
 【发布文号】沪府规〔2021〕7号
 【发布日期】2021-07-01

【注 积】「クロスボーダー電子商取引のB2B輸出」とは、国内企業はクロスボーダー物流を通じて、貨物を国外企業又は海外倉庫に運送し、且つ越境 EC プラットフォームを通じて取引を完了させる貿易形式をいう。

【備 考】先頃、[國務院會議では、對外貿易の新業態・新スキームの発展の加速に関する若干措置を確定した](#)。それには、以下のものが含まれる。

クロスボーダー電子商取引の発展の後押し政策を整備する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ クロスボーダー電子商取引総合試験区の試行範囲を拡大する。 ▪ クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストを最適化する。 ▪ クロスボーダー電子商取引輸出入貨物の交換・返品管理を利便化する。 ▪ クロスボーダー電子商取引知的財産権保護ガイドラインを制定し、偽物や粗悪品を防ぐ。
海外倉庫の発展を積極的に推進する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伝統的な対外貿易企業、クロスボーダー電子商取引及び物流企業等による海外倉庫建設への参与を奨励し、海外倉庫のデジタル化、智能化レベルを高める。
市場調達貿易方式を積極的に発展させる
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 対外貿易総合サービス企業が税還付の集中的代行作業の効率及びリスク制御レベルを向上させるよう誘導する。 ▪ 総合保税区、自由貿易試験区における企業による保税保守の展開を後押しし、条件を備えている地方によるオフショア貿易の発展を支援する。
国際交流提携を一層推進する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 対外貿易の新業態・新スキームの国際規則及び基準の制定に積極的に参与する。 ▪ 知的財産権保護、クロスボーダー物流等の分野における国際提携を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3734814/index.html>

● [建築業「证照分離」改革移行関連作業の遂行に関する住宅都市農村建設部弁公庁による通知](#)

【発布機関】住宅都市農村建設部弁公庁
 【発布番号】建弁市〔2021〕30号
 【発布日】2021-06-29
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/202106/t20210630_250625.html

● [上海市における「证照分離」改革全面普及作業の展開に関する実施方案](#)

【発布機関】上海市人民政府
 【発布番号】滬府規〔2021〕7号
 【発布日】2021-07-01

【内容提要】为贯彻国发〔2021〕7号，上海市政府印发了该方案。

按照事项、地域“两个全覆盖”要求梳理涉企经营许可事项清单
将上海市区域内实施的 518 项中央层面设定事项和 5 项地方层面设定事项纳入清单管理，编制全市版和自由贸易试验区版两张事项改革清单。
在地方权限范围内进一步加大改革力度
对中央层面设定事项， <ul style="list-style-type: none">▪ 新增 41 项实行告知承诺；▪ 对 80 项事项，新增实施全程网办、精简材料、压减时限等优化审批服务举措。
结合上海实际创新事中事后监管机制
推动事中事后监管从“按事项管”向“按行业管”转变。

【法令全文】请点击以下网址查看：
上海市开展“证照分离”改革全覆盖工作的实施方案
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210701/fa05d95f7c774f7386c0f28f401111cf.html>
官方解读
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210701/785a57a0de6049bd857f9b47f5b714db.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [商务部印发《企业利用投资协定参考指南》](#)

为帮助企业了解投资协定相关内容，商务部印发了《企业利用投资协定参考指南》，内容包括投资协定的概念、作用、受保护的投资者、企业可获得待遇和保护、如何利用投资协定中的投资者—东道国争端解决机制、投资仲裁裁决的执行、投资仲裁中企业需要做的准备、为得到投资协定的保护企业应注意的注意问题等 10 方面。

(里兆律师事务所 2021 年 07 月 03 日编写)

【概要】国発〔2021〕7号を貫徹するために、上海市政府は、本方案を印刷・配布した。

事項、地域の「2つの全面普及」要求に従い、企業に係る経営許可事項リストを整理する
上海市区域内において実施される 518 項目の中央レベルの設定事項及び 5 項目の地方レベルの設定事項をリスト管理対象に組み込み、全上海市版及び自由贸易試験区版という2つの事項改革リストを作成する。
地方権限範囲内で改革を一層強化する
中央レベルの設定事項について、 <ul style="list-style-type: none">▪ 41 項目の事項を新規追加し、告知承諾制を実施する。▪ 80 項目の事項について、全過程手続きのオンライン化、材料の簡略化、手続き所要時間の短縮等の審査許可サービスの最適化措置を新規に講じる。
上海の実際状況を踏まえ、事中事後監督管理メカニズムを革新する
事中事後監督管理の「事項別に管理する」から「業種別に管理する」への転換を推進する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
上海市における「証照分離」改革全面化作業の展開に関する実施方案
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210701/fa05d95f7c774f7386c0f28f401111cf.html>
公式解説
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210701/785a57a0de6049bd857f9b47f5b714db.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [商务部は「企業による投資協定活用ガイドライン」を印刷・配布する](#)

企業による投資協定関連内容の把握を促進するために、商務部は、「[企業による投資協定活用ガイドライン](#)」を印刷・配布した。それには、投資協定の概念、役割、保護を受ける投資の範囲、保護を受ける投資、企業が取得し得る待遇及び保護、投資協定における投資家—投資受入国紛争解決メカニズムをどのように利用するか、投資仲裁判断の執行、投資仲裁において企業が行うべき準備、投資協定の保護を得るために企業が留意すべき事項等 10 の方面での内容が含まれる。

(里兆法律事務所が 2021 年 7 月 3 日付で作成)

三、里兆解説

● 个人信息保护近期立法动向（连载之一/共三篇）

《个人信息保护法》（草案二次审议稿；2021年04月29日全国人大常委会发布）、《基因识别数据安全要求》（征求意见稿；2021年05月11日信安标委发布）、《汽车数据安全若干规定》（征求意见稿；2021年05月12日国家网信办发布）以及《数据安全法》（正式稿；2021年6月10日全国人大常委会发布）四部有关数据、信息保护领域的法规近期相继发布。其中《数据安全法》将于2021年09月01日起施行，其余三部法规还处于制定阶段，尚未生效。本文将对四部法规¹中涉及的个人信
息保护相关要求进行简要解读。

一、四部法规的规制对象及主体

尽管四部法规均是涉及个人信息的规定，但就其规制的对象和主体而言，还是存在一定的不同之处，具体汇总说明如下表。

法规	《数据安全法》
规制对象	<ul style="list-style-type: none"> 数据，即任何以电子或其他方式对信息的记录； 数据处理活动，即数据的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开活动。
规制主体	从事数据处理活动的主体。

法规	《个人信息保护法》
规制对象	<ul style="list-style-type: none"> 个人信息，即以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息； 个人信息处理活动，即个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开活动。
规制主体	从事个人信息处理活动的主体。

法规	《基因识别数据安全要求》
规制对象	基因识别数据，即从人类遗传物质中提取的表征个体或群体遗传信息的数据，该数据可以直接或间接识别到人类个体或群体，例如基因组核酸序列数据、功能基因组数据等（ 基因识别数据属于个人信息 ）。

¹ 《基因识别数据安全要求》属于推荐性国家标准，严格意义上其不属于法规范畴；在本文中，为方便称呼，也将其归为法规。

¹ 「遺伝子識別データセキュリティ要求」は推薦性国家基準であり、厳密に言えば、それは法規には該当しない。本稿においては、便宜上それを法規という。

三、里兆解説

● 個人情報保護に係る直近の立法の動き（連載の一/全三回）

「個人情報保護法」（草案二次審議稿、2021年4月29日全国人民代表大会常務委員會が公表）、「遺伝子識別データセキュリティ要求」（意見募集案、2021年5月11日に情報セキュリティ標準化技術委員會が公表）、「自動車データセキュリティ管理若干規定」（意見募集案、2021年5月12日国家インターネット情報弁公室が公表）及び「データセキュリティ法」（正式法案を2021年6月10日に全国人民代表大会常務委員會が公表）といった、データ及び情報保護分野に関する4つの法規案が先頃相次いで公表された。そのうち、「データセキュリティ法」は、2021年9月1日から施行されるが、その他の3つの法規は、いずれも制定段階にあり、まだ発効していない。本稿では、4つの法規¹における個人情報保護に関する要求について簡潔に考察する。

一、4つの法規の規制対象及び主体

4つの法規は、いずれも個人情報に係る規定であるが、その規制対象及び規制主体はそれぞれやや異なり、詳細について下表に整理し、説明する。

法規	「データセキュリティ法」
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> データとは、如何なる電子又はその他の方式による、情報の記録をいう。 データの取扱いとは、データを収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開する等の行動をいう。
規制主体	データの取扱いに従事する主体である。

法規	「個人情報保護法」
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報とは、電子形式又はその他の形式で記録される、既に識別された又は識別可能な自然人に関する各種情報をいう。 個人情報の取扱いとは、個人情報を収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開する行動をいう。
規制主体	個人情報の取扱いに従事する主体である。

法規	「遺伝子識別データセキュリティ要求」
規制対象	遺伝子識別データとは、人類の遺伝物質から得られた 個体又は群体の遺伝情報を伝達するデータ をいい、当該データは、直接又は間接的に人類個体又は群体を識別することができる。例えば、ゲノムDNA塩基配列データ、機能ゲノムデータ等がある 遺伝子識別データは、個人情報に該当する ）。

規制主体	基因识别数据控制者（即有能力决定基因识别数据处理目的、方式等的组织或个人）。
-------------	--

規制主体	遺伝子識別データ支配者（即ち、遺伝子識別データ取扱目的、方式等を決定する能力を有する組織又は個人）である。
-------------	---

法規	《汽车数据安全若干规定》
規制対象	汽车数据，即个人信息及重要数据 ² ，其中 个人信息 包括车主、驾驶人、乘车人、行人等的个人信息，以及能够推断个人身份、描述个人行为等的各种信息。
規制主体	运营者、即指汽车设计、制造、服务企业或者机构（包括汽车制造商、部件和软件提供者、经销商、维修机构、网约车企业、保险公司等）。

法規	「自動車データセキュリティ管理若干規定」
規制対象	自動車データとは、個人情報及び重要データ ² をいい、そのうち、 個人情報 には、自動車の所有者、運転者、同乗者、通行人等の個人情報、及び個人の身元の推定や個人の行動の説明が可能となるような各種の情報が含まれる。
規制主体	運営者、即ち自動車の設計、製造、サービス提供企業又は組織（それには、自動車メーカー、部品及びソフトウェアのサプライヤー、ディーラー、修理機構、配車サービス企業、保険会社等が含まれる。）を指す。

综上，四部法規的規制対象并非完全一致，既有重合之处，也有一定的区分。具体而言，《数据安全法》的适用面最广，除了个人信息外，还包括不属于个人信息的其他数据；《个人信息保护法》是针对个人信息的专项法；《基因识别数据安全要求》和《汽车数据安全若干规定》规制的主要是特定种类的个人信息。另外，因为规制对象的区别，导致规制主体也必然存在一定的差别。

以上から、4つの法規の規制対象は完全に一致しているわけではなく、共通しているところもあれば、異なるところもある。具体的にみていくと、「データセキュリティ法」の適用範囲がもっとも広く、個人情報のほか、個人情報に該当しないその他のデータも含まれる。「個人情報保護法」は、個人情報を対象とする個別法令である。「遺伝子識別データセキュリティ要求」及び「自動車データセキュリティ管理若干規定」の規制対象は、主に特定種類の個人情報である。なお、規制対象が異なれば、規制主体も相応に異なってくる。

二、個人情報の分類

根据个人信息泄露等后可能造成的危害度大小，个人信息分又可以分为敏感个人信息和一般个

二、個人情報の分類

個人情報の漏えい等によりもたらし得る危害の度合いに応じて、個人情報は、機微な個人情報と一般的な個

² 重要数据包括：（一）军事管理区、国防科工等涉及国家秘密的单位、县级以上党政机关等重要敏感区域的人流车流数据；（二）高于国家公开发布地图精度的测绘数据；（三）汽车充电网的运行数据；（四）道路上车辆类型、车辆流量等数据；（五）包含人脸、声音、车牌等的车外音视频数据；（六）国家网信部门和国务院有关部门明确的其他可能影响国家安全、公共利益的数据。《汽车数据安全若干规定》对重要数据的处理提出了一定的要求，例如处理重要数据前应当向政府部门报告；重要数据应当境内存储，确需向境外提供的，应当通过网信部门组织的出境安全评估。限于篇幅，本文不再对重要数据的保护要求进行介绍。

² 重要データには、以下のものが含まれる。（一）軍事管理区域、国防科技工業などの国家機密に関わる機関、県レベル以上の党・政府機関等の重要・機微なエリアでの車・人の交通データ。（二）国が公開している地図よりも精度が高い測量データ。（三）自動車充電ネットワークの運行データ。（四）道路上の車両の種類、交通量などのデータ。（五）顔認証や音声認識、ナンバープレートなどの車外音声映像データ。（六）国家インターネット情報部門と國務院関連部門が明確にする、国家の安全や公共利益に影響を及ぼし得るその他のデータ。「自動車データセキュリティ管理若干規定」では、重要データの取扱について、一定の要求を行っている。例えば、重要データを取扱う前に、政府部門に報告しなければならない。重要データは国内で保存されなければならない、どうしても国外へ提供する場合、インターネット情報部門が組織する国外向け伝送セキュリティ評価を経なければならない。紙面に限りがあるため、本稿では、重要データの保護要求についての紹介は割愛する。

人信息两类；而敏感个人信息，需要适用更高的保护要求。

敏感个人信息和一般个人信息的分类简要说明如下表。

类别	敏感个人信息
定义	<ul style="list-style-type: none"> 敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用，可能导致个人受到歧视或者人身、财产安全受到严重危害的个人信息。 不满 14 周岁未成年的个人信息也属于敏感个人信息。
具体示例	<ul style="list-style-type: none"> 身份证、社保卡、宗教信仰、通讯记录及内容、行踪轨迹、银行账户、鉴别口令、存款信息、个人因生病医治等产生的相关记录、个人基因³、指纹、面部识别特征等⁴。 车辆位置、驾驶人或乘车人音视频等，以及可以用于判断违法违规驾驶的数据等也归为敏感个人信息（《汽车数据安全 安全管理若干规定》）。

类别	一般个人信息
定义	除敏感个人信息以外的其他个人信息。
具体示例	个人姓名、生日、性别、电话号码、职业、职位、工作单位、学校、学历等。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将对“个人信息处理过程中的重点注意事项”进行解读。

（作者：里兆律师事务所 丁志龙、陈晓鸣）

人情報という2種類に分けることができる。機微な個人情報とは、より厳しい保護要求を適用しなければならない。

機微な個人情報と一般的な個人情報の分類について、下表に簡潔に説明する。

类别	機微な個人情報
定义	<ul style="list-style-type: none"> 機微な個人情報とは、ひとたび漏えい、不法使用された場合に、個人がそれにより不当な扱いを受け、又は身体、財産安全が重大な損害を被る恐れがある個人情報をいう。 14 歳未満の未成年者の個人情報も機微な個人情報である。
具体的な例示	<ul style="list-style-type: none"> 本人証明書、社会保険カード、信仰宗教、通信記録及びその内容、移動の足取り、銀行口座番号、鑑別パスワード、預金情報、個人の病気治療等によって生じる記録、個人遺伝子情報³、指紋、顔認識特徴等⁴。 車両の位置、運転者又は同乗者の音声映像等、及び法律法規に違反した運転の判断のために利用できるデータ等も機微な個人情報に該当する（「自動車データセキュリティ管理若干規定」）。

类别	一般的な個人情報
定义	一般的な個人情報とは、機微な個人情報以外の個人情報をいう。
具体的な例示	個人の氏名、生年月日、電話番号、職業、職位、勤務先、学校、学歴等。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において「個人情報の取扱過程における重点留意事項」をさらに読み解く。

（作者：里兆法律事務所 丁志龍、陳曉鳴）

³ 按通常理解，基因识别数据也属于“个人基因”，是敏感个人信息。但《基因识别数据安全要求》似乎将基因识别数据归为一般个人信息，与《信息安全技术 个人信息安全规范》（GB/T 35273-2020）等法规间存在一定的不统一。后续基因识别数据如何归类，我们也会持续关注。

³ 通常的理解では、遺伝子識別データも「個人遺伝子」に該当し、機微な個人情報である。しかし、「遺伝子識別データセキュリティ要求」では、遺伝子識別データを一般的な個人情報に分類したようであり、「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」（GB/T 35273-2020）等の法規との間の整合性がとれていない。今後、遺伝子識別データをどのように分類するかについては、筆者も引き続き注目していきたい。

⁴ 关于敏感个人信息的示例，《信息安全技术 个人信息安全规范》（GB/T 35273-2020）附录 B 作出了较为详细的规定。

⁴ 機微な個人情報の例示については、「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」（GB/T 35273-2020）別紙 B においてやや詳細な規定をしている。

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《数据安全法》
- 个人信息保护的立法动向

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「データ・セキュリティ法」
- 個人情報保護に係る立法動向